

歴史的景観都市協議会





札幌市都市景観重要建築物（建設年：大正15年）
『北星女学校宣教師館（現 北星学園創立百周年記念館）』

札幌は開拓使の時代から様々な分野で外国人技師の近代的な知識や技術を導入するなど海外文化の影響を色濃く受けた都市である。先人たちから受け継いだ歴史や文化を物語る建築物などを大切に継承し、質の高い景観を形成するため、都市景観条例に基づき「都市景観重要建築物等」として指定し、保存・活用に努めている。また、平成17年度からは指定した景観重要建築物等の改修等に要する経費の一部を助成する制度が始まる。

連絡先

札幌市市民まちづくり局都市計画部
地域計画課都市景観担当課
TEL011-211-2545 FAX011-218-5113
<http://www.city.sapporo.jp>

北海道・東北ブロック 小樽市 「小樽の景観 ～保全・育成・創出～」



小樽の都市景観の形成

小樽は、明治から昭和初期にかけて北海道経済の中心地として栄え、当時の銀行建築や石造の倉庫群などが数多く残されています。これら歴史的資源の保全及び活用のため、「小樽市文化財保護条例」（1966年施行）や「小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例」（1992年施行）を制定し、小樽らしい新旧調和のとれたまちづくりをすすめています。

連絡先

小樽市建設部まちづくり推進室
まちづくり推進課・教育委員会生涯学習課
TEL0134-32-4111 FAX0134-32-3963
<http://www.city.otaru.hokkaido.jp/>

小樽運河周辺地区（特別景観形成地区～歴史的景観地区）

北海道・東北ブロック 函館市 「函館の歴史的景観 ～保全・育成・創出～」



函館は、安政6年（1859）長崎・横浜とともに日本最初の国際貿易港として開かれ、様々な文化が流入し、異国情緒漂う独特のまち並みを形成してきました。「どこにカメラを置いても絵になる」と言われた函館の歴史的景観をまもり、そだて、つくっております。日本の道百選にも選ばれた元町の中でも特にエキゾチックな坂道である大三坂の先に続くチャチャ登り。教会群の背後に海が望めます。

連絡先

函館市教育委員会生涯学習部文化財課
TEL0138-21-3456 FAX0138-27-7217
http://www.city.hakodate.hokkaido.jp/board_of_edu/lifelong_learning/index.html

左：函館ハリストス正教会，中：カトリック元町教会，右：函館聖ヨハネ教会



武家屋敷通り

町並み景観の整備

角館町では、角館町角館伝統的建造物群保存地区保存計画に基づき、伝統的建造物を基盤として、これと一体化した歴史的風致を形成している環境を「生きたまま」保存すべく、保存地区内の様々な修理・修復・復元に努めている。

また、秋田県が国から認定を受けた「美の国あきた景観特区」に当保存地区もなり、この制度を活用し、自然、歴史的景観の保全に努め、魅力ある町並みの形成を図っている。

連絡先

角館町教育委員会文化財課
TEL0187-53-2100 FAX. 0187-54-1727
<http://www.town.kakunodate.akita.jp>

北海道・東北ブロック 下郷町 「大内宿」



大内宿

大内宿は、会津若松と下野今市を結ぶ下野街道の主要宿場であり、茅葺屋根の寄棟造りの主屋が妻面を街道に向け一定間隔をもって規則的に建ち並び、この地方の典型的な形態をよく残している。

連絡先

下郷町教育委員会教育振興班文化財保護係
TEL0241-69-1166 FAX.0241-69-1167
<http://www.town.shimogo.fukushima.jp>

関東・北陸ブロック 佐渡市 「千石船の里 宿根木」



歴史的景観の保全

佐渡市では、佐渡市歴史的景観条例に基づき、伝統的建造物群保存地区及び景観地区の歴史的景観の保全に努めている。佐渡市宿根木は、北前船稼業で繁栄した当時をしのばせる伝統的な建造物群や集落形成が、周囲の環境とともによく保存されている港町として、平成3年に国の重要伝統的建造物群保存地区の選定を受け、町並保存活動を進めている。また約7kmにわたる海岸線一帯は、昭和9年に国の天然記念物及び名勝「佐渡小木海岸」に指定されており、自然景観と一帯となった町並の形成を図っている。

連絡先

佐渡市教育委員会小木事務所文化行政係
佐渡国小木民俗博物館
TEL0259-86-2604 FAX0259-86-2301
<http://www.city.sado.niigata.jp>



新町地区（「成田街道」旧国道296号線）

歴史的景観を活かした 中心市街地の活性化

佐倉市では、城下町の面影を残す新町地区など、特色ある地域性に合わせた再整備を検討している。なお、新たな市民参画手法として、計画段階から地域住民を中心とした意見を反映させていくために、タウンミーティングを実施している。

今後は、歴史的建造物の保存や空き店舗の活用など、歴史的景観を活かした中心市街地の活性化のため、旧城下町町屋通りの再生を目指していきたい。

連絡先

佐倉市教育委員会文化課・都市部まちづくり計画課
TEL.043-484-6294 FAX.043-486-2118
<http://www.city.sakura.lg.jp/>



伝建地区を代表する蔵造り町家「亀屋山崎茶店」の奥に建つ嘉永3年(1850)上棟の大蔵は、梁間5間、桁行12間の大きさを誇る川越最大規模の土蔵で元々は味噌醸造蔵として建てられたものである。3年間かけて修理された大蔵は、「茶陶苑」として先代による蒐集の陶磁器のギャラリー、蔵の音響特性を活かしたコンサートホール、茶店ならではの日本茶のカフェに再生され、市民や来街者から親しまれている。

連絡先

川越市まちづくり部まちづくり計画課
教育委員会生涯学習部文化財保護課
TEL.049-224-8811（内線3216）
FAX.049-225-9800
<http://www.city.kawagoe.saitama.jp>



横浜松坂屋本館（平成16年度横浜市認定歴史的建造物）

横浜市では、歴史的建造物を文化財に指定して保存する方法に加えて、歴史的景観の継承という観点から、本市独自の制度として「歴史を生かしたまちづくり要綱」を定め、歴史的建造物の保全活用を進めている。この制度により、外観の維持保全への費用助成など、所有者に対する支援を行いながら、これまでに近代建築や西洋館など70件を「横浜市認定歴史的建造物」として認定し、保全している。

連絡先

横浜市都市整備局都市デザイン室
TEL.045-671-3850 FAX.045-663-3415
横浜市教育委員会事務局生涯学習部文化財課
TEL.045-671-3279 FAX.045-224-5863
<http://www.city.yokohama.jp/>



天神町地区（こまちなみ保存区域）

町家継承・活用促進に向けた基礎調査を実施

400余年もの間、内外の戦禍を受けていない金沢市には、様々な時代の特徴が見られる家屋と街並みが残っている。しかし、近年は、まちなかの区域で町家（戦前に建築された木造建築物）が毎年270棟以上のペースで失われつつある。

そこで、将来的にも地域に住まいながら町家を継承・活用していくための最初の取り組みとして、相続や維持管理等の潜在的な課題を探る基礎調査を実施する。

連絡先

金沢市都市整備局まちなみ対策課

TEL.076-220-2364 FAX.076-224-5046

<http://www.city.kanazawa.ishikawa.jp/>

中部ブロック 南木曽町 つまご 「妻籠宿の町並み - 町並み保存事業 -」



妻籠保存地区（重要伝統的建造物群保存地区）



妻籠宿は慶長六年(1601年)江戸幕府によって「宿駅」が定められ、江戸から四十二番目の宿場として整備された。明治以降宿場としての機能を失い衰退の一途をたどったが、昭和四十三年から始まった町並保存事業により江戸時代の面影がよみがえった。昭和五十一年に「重要伝統的建造物群保存地区」に選定を受けた。

妻籠保存地区の選定面積は1245.4haと広大である。これは、妻籠宿の景観は単に町並だけではなく、その屋根の連なりから見える緑濃い山々まで保存しなければ完結しないという思想から、周囲の自然景観も一体とした選定となっている。

連絡先

長野県木曽郡南木曽町教育委員会文化財町並係

TEL.0264-57-3335 FAX.0264-57-2285

E-mail: kyouiku@town.nagiso.nagano.jp

中部ブロック 塩尻市 「重要伝統的建造物群保存地区」



左：奈良井下町，右：奈良井上町



塩尻市では、中山道の宿場町である奈良井宿が昭和53年に国の「重要伝統的建造物群保存地区」に選定されて以来、町家などの建造物について修理・修景事業を継続的にを行い、歴史的町並みの保全に努めている。

また、地区内において国土交通省の街なみ環境整備事業を計画しており、歴史的町並景観の大きな要素である道路等も景観向上整備を行うことによって、一体的で、より良好な歴史的町並景観の創出を図っていく。

連絡先

塩尻市榑川支所振興課

TEL.0264-34-2001 FAX.0264-34-3514

<http://www.city.shiojiri.nagano.jp>



東山景観保存区域

高山市では、昭和47年に全国的にも先駆けとなる市街地景観保存条例を設け、以来、官民あげて良好な景観づくりに取り組んでいる。国の重伝建の選定を受けている高山市三町地区は、町並みの質の高さに加え、伝統的建造物群の整備が行き届いたことにより国内外から高い評価を受け、連日多くの観光客で賑わっている。

平成16年には下二之町大新町地区が新たに重伝建の選定を受けるなど町並みまづくりは新たな段階に至っている。

連絡先

高山市基盤整備部都市整備課
TEL0577-35-3159 FAX.0577-35-3168
<http://www.city.takayama.lg.jp/toshiseibi/index.html>



白川郷の集落景観

萩町集落内には、大小113棟の合掌造りが点在し、その周辺には水田、畑及び背景の山林が残されており農山村特有の景観が維持されています。平成7年合掌造り家屋群を中心とする農村景観が世界文化遺産として登録されました。

連絡先

白川村教育委員会
TEL.05769-6-1311 FAX.05769-6-0016



恵那市では、恵那市伝統的建造物群保存地区保存条例に基づき、岩村町本通地区を指定し、伝統的な建造物とその町並みの保存整備を図っている。

岩村町は、鎌倉時代の創築といわれる山城を頂く江戸時代の城下町を核として、近世から近代にかけて栄えた町である。保存地区は延長1.3kmにわたって町家が連担し、周辺環境と一体となって良好な景観を今に伝えている。

連絡先

恵那市教育委員会 岩村教育課
TEL.0573-43-2111 FAX.0573-43-4135
<http://www.city.ena.gifu.jp>



重要伝統的建造物群保存地区

美濃市は岐阜県の中南部に位置し、清流長良川と板取川の豊かな水と周辺の緑豊かな山々の美しい自然に恵まれ、「美濃和紙」や「うだつ」に代表されるように文化・歴史が息づく町です。特に中心市街地のうだつのある町並みは、江戸時代初期に築かれた町並みでもあり、現在も地域性豊かな意匠や造形をもった伝統的な建造物が多く残り、特色のある歴史的景観が保たれていることから平成11年5月に国の「重要伝統的建造物群保存地区」に選定されました。

連絡先

美濃市教育委員会文化振興課
TEL.0575-35-2711 FAX.0575-35-3134



有松町並み保存地区

歴史的町並みの保存事業

名古屋市の住宅都市局都市景観室では、都市景観整備地区(6地区の)指定や都市景観重要建築物(59件)の指定などの施策を、又、教育委員会文化財保護室では、町並み保存地区(4地区)を指定するなど歴史的町並みの保存事業を行っている。

連絡先

名古屋市教育委員会生涯学習部文化財保護室
名古屋市住宅都市局都市計画部都市景観室
TEL.052-972-3269 FAX.052-972-4178
<http://www.city.nagoya.jp>



亀山市関宿伝統的建造物群保存地区

亀山市は、平成17年1月11日、亀山市と関町が合併して誕生した。市内のほぼ中央を東海道が横断し、亀山宿・関宿・坂下宿の3宿がある。亀山宿は、宿場であるとともに城下町でもあり、亀山城の遺構「多聞櫓」は市の歴史的景観のシンボルである。関宿の町並みは、東海道の宿場町では唯一重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。坂下宿は、東海道随一の難所鈴鹿峠を控えた山間の宿である。こうした3宿を「東海道歴史文化回廊」として位置付け、新市の歴史的景観の核としてその保存整備をすすめている。

連絡先

亀山市教育委員会社会教育課文化・まちなみ係
TEL.0595-84-5078 FAX.0595-82-6161
<http://www.city.kameyama.mie.jp>



今井地区（重要伝統的建造物群保存地区）

中町筋

今井町は室町時代後期に一向宗の寺内町として成立し、江戸時代には中南和の商業都市として発展した。現在も往時の町割りや町並みを残す我が国有数の歴史的市街地を形成していて、平成5年に「重要伝統的建造物群保存地区」の選定を受けた。また付近には、藤原宮跡や大和三山などの古代からの歴史的風土が広がっている。

橿原市では、橿原市伝統的建造物群保存地区保存条例に基づき、伝統的な建造物により構成されている地域の景観保存及び、町並み保存に努めている。

連絡先

橿原市教育委員会今井町並保存整備事務所
TEL.0744-29-7815 FAX.0744-24-9712
E-mail : info@city.kashihara.nara.jp
URL : <http://www.city.kashihara.nara.jp>



奈良公園（中央：興福寺、右上：東大寺）と奈良町（下）

■ 古都の景観 奈良公園・平城宮跡・西ノ京等の周辺では、古都保存法や奈良県風致地区条例等により、世界的な文化遺産とそれらを取り巻く自然が一体となった、「古都奈良」を特徴づける独特の景観の保全を図っています。

■ 伝統的町並み景観 「奈良町」とよばれる旧市街地では、奈良市都市景観条例によって約48.3haの地区を定め、伝統的な町並みにふさわしい景観の形成に努めています。取り組みも10年を越え、町に活気が戻ってきました。

連絡先

奈良市 都市計画部 景観課
TEL・FAX : 0742-34-4885
<http://www.city.nara.nara.jp>



西陣美観地区（復元された織屋建ての町家）

京都市では美観地区（景観地区）等の広域な規制に加えて、独自施策である歴史的景観保全修景地区制度（約14ha）、界わい景観整備地区制度（約118ha）、歴史的意匠建造物制度（108件）等により、きめ細やかな規制と補助による景観の整備に努めている。

いま、景観法の制定を一つの契機と捉え「時を超え光り輝く京都の景観づくり審議会」を設置し、既存制度の再編・拡充や、景観重要建造物等の新たな制度を最大限に活用していくことにより、保全・再生・創造による京都の創生を目指している。

連絡先

京都市都市計画局都市景観部都市景観課
TEL.075-222-3474 FAX.075-213-0461
<http://www.city.kyoto.jp/tokei/keikan>



篠山重要伝統的建造物群保存地区（河原町）

篠山重要伝統的建造物群保存地区

兵庫県の中東部、豊かな山々に囲まれた小盆地に篠山城下町は位置します。慶長14年(1609)の天下普請による篠山築城後、計画的に町並みが整備されました。篠山城跡を中心に茅葺の武家屋敷と妻入商家群が残る町並みは、江戸時代から昭和戦前期までの歴史的景観をよく残していることから、平成16年12月に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されました。

連絡先

篠山市教育委員会地域文化課
TEL079-552-5792 FAX.079-552-8015
<http://www.city.sasayama.hyogo.jp/>



神戸市北野町山本通重要伝統的建造物群保存地区

1868年1月1日の兵庫開港で設けられた外国人人居留地は、海外貿易の窓口となりましたが、造成整備が間に合わず、来航した外国商人は住居をその周辺に求めました。

北野町・山本通は、明治初年から多くの洋館が建築され、第二次世界大戦までは200棟以上の洋館と和風住宅が建ち並び独特の雰囲気のある住宅地となっていました。戦災、経済成長の余波、老朽化によって一部の異人館が消滅しましたが、いまなお異国情緒豊かな当時の面影を残しています。

連絡先

神戸市教育委員会社会教育部文化財課
TEL078-322-5798 FAX078-322-6148
<http://extra.gov.city.kobe.jp/cityoffice/57/032/>
神戸市都市計画総局計画部地域支援室
TEL078-322-5484 FAX078-322-6096
<http://extra.gov.city.kobe.jp>



寺町都市美形成地域

市街地景観の保全と育成

尼崎市では、都市美の形成を図り、誇りと愛着と活力のある美しいまちを実現することを目的とした「尼崎市都市美形成条例」を制定し、景観に関する取組を進めています。

寺町は尼崎がかつて城下町であった面影を今に伝え、11ヶ寺が軒を連ねる本市を代表する歴史的、伝統的なまちなみ景観を呈しており、文化財の宝庫となっている地域です。

連絡先

尼崎市都市整備局計画部都市計画課
TEL.06-6489-6606 FAX.06-6489-6597
<http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/>



「当時の面影を残す町並みと青石畳の道」

市街地景観の整備

松江市では、松江市伝統美観保存条例により伝統美観地区を定め、保全や改善に努めている。また市町村合併により歴史的景観資源が増えたことにより、新たに施行された景観法に基づき地区指定を行う等、更なる歴史的景観の保全、改善、創造に努めていく。（左写真は松江市美保関町にある青石畳通り。江戸時代に寄港地として栄えた商業地であり、当時の面影を残す町並みと青石畳の道が、落ち着いた雰囲気を醸し出している。）

連絡先

松江市 都市計画部 都市景観課
TEL.0852-55-5387 FAX.0852-55-5658
<http://www.city.matsue.shimane.jp/>

四国・中国ブロック 倉敷市 「倉敷の歴史的景観の保存」



歴史的景観の保存

倉敷市の歴史的景観の保存は、昭和20年代前半から地元先覚者による蔵などの保存・活用から始まる。昭和43年に伝統美観保存条例を制定し、行政・住民主体の取り組みが続けられ今日に到る。倉敷川畔を中心とする美観地区には、本瓦葺塗屋造りの町屋と土蔵造りの蔵などの伝統的建造物が立ち並び、江戸時代商家町の風情がよく残っている。また、その後に建てられた洋風建築とも調和して、歴史的景観の保存が図られている。

連絡先

倉敷市教育委員会生涯学習部文化財保護課
TEL.0864-426-3851 FAX.086-421-6018
<http://www.city.kurashiki.okayama.jp/bunkahogo/>

四国・中国ブロック 津山市 「津山城を中心とした歴史景観の整備」



津山城を中心に城下町として栄えた当時の面影を今に伝えた、旧出雲街道に面する城東地区は、江戸時代からの町家の佇まいが多く残っています。この町並みを保存整備するため、昭和63年度から規制によらない町並保存事業として、修理修景補助を行っています。

また、平成16年度には津山城の備中櫓復元整備が完成しています。

連絡先

津山市都市建設部建築住宅課
TEL.0868-32-2090 FAX.0868-32-2155
<http://www.city.tsuyama.okayama.jp/>

城東町並保存地区



竹原地区重要伝統的建造物群保存地区

竹原市は、瀬戸内沿岸の美しい海と緑の山に囲まれた温暖で寡雨な都市です。江戸時代製塩業で富を蓄積し、加えて廻船や酒造で繁栄し、町人文化もすこぶる隆盛をみた。江戸時代中期から明治時代に建てられた本瓦葺・塗込造の家で、国重要伝統的建造物群保存地区に選定され、また、市木の竹で整備された竹並木を活かしている。

連絡先

竹原市教育委員会生涯学習課
TEL.0846-22-7757 FAX.0846-22-0010
E-mail: manabee@city.takehara.hiroshima.jp



市街地景観の整備

柳井市古市金屋地区は、昭和59年に重要伝統的建造物群保存地区に選定され20年余りが経過した。柳井市伝統的建造物群保存地区保存条例に基づき、伝統的建造物による古い町並みの保存に努めている。

この間、「柳井市白壁の町並みを守る会」、「柳井市伝統的建造物群保存地区保存審議会」が設置され、地区内建造物の保存修理・修景は現在までに9割を超えている。

連絡先

柳井市教育委員会生涯学習課文化財室
TEL.0820-22-2111 FAX.0820-23-7371
<http://www.city-yanai.jp>



「八日市・護国重要伝統的建造物群保存地区」

内子町の市街地内にある八日市・護国の町並みは、江戸末期から明治にかけて和紙と木蠟の生産で栄えた往時の家並みが約600mに渡って続いています。浅黄色の壁を基調に意匠を凝らした町家建築が今も生活の場として落ち着いた佇まいを醸しだし、その魅力に多くの観光客が訪れています。

これらの景観を保全するため、文化財保存事業、街なみ環境整備事業等を実施して町の基調な財産を次の世代へと引き継いでいます。

連絡先

内子町総務課町並・地域振興班
TEL.0893-44-5212 FAX.0893-44-6289
<http://www.town.uchiko.ehime.jp>



にぎわう本町通り（通称：八町大路）

市街地景観の整備

臼杵市では、臼杵市歴史環境保全条例に基づく保全地域において、城下町景観の保全をはかるために民家等に対する修景助成制度のほか、街なみ環境整備事業等による街路の石畳美装化など、公有施設の修景をすすめている。起伏に富んだ臼杵の城下町景観が、より立体的に修景整備され、良好な地域特性をアピールしている。

連絡先

臼杵市建設産業部都市デザイン課
TEL.0972-63-1111 FAX.0972-63-1316
<http://www.city.usuki.oita.jp/>

九州・沖縄ブロック 有田町



有田内山地区のまちなみ

17世紀のはじめ、朝鮮陶工李参平らによる豊富で良質な磁器の原料の発見により日本で最初の磁器の生産地としてその名を馳せる。江戸期から昭和初期までの町屋と明治期から昭和初期にかけての洋館や洋風建築等が混在するという変化に富む町並みであると共に窯元の屋敷など建物の質が高く、現在もその家で事業を営み、住み、憩うという、活きた町並みである。

連絡先

有田町教育委員会文化財課
TEL.0955-43-2678 FAX.0955-43-2802

九州・沖縄ブロック 長崎市 「異国情緒豊かな港町」



東山手地区（東山手伝統的建造物群保存地区）

長崎市の東山手や南山手一帯は、開国と同時に造成された居留地であり、各国の領事館および民家等の洋館が立ち並び、異国情緒豊かな町並み景観が形成されている。特に、東山手地区においては、7棟の洋風住宅群の復元により、居留地時代の街並みが再現されている。

また、教会堂建築、領事館建築、学校建築等も現存している。長崎市では、伝建条例や景観条例に基づき、建造物や、遺構等の保存を図りながらまちづくりを進めている。

連絡先

長崎市教育委員会生涯学習部文化財課
TEL.095-829-1193 FAX.095-829-1219



美々津町並み保存地区

日向市では、日向市伝統的建造物群保存地区保存条例に基づき、美々津町並み保存地区の景観保全を図っている。

また、日向市美々津重要伝統的建造物群保存地区保存計画に基づき、年次計画にて保存整備事業を継続しており、歴史的景観を構成する伝統的建造物及び環境物件の修理、修景、復旧に努めている。

連絡先

日向市教育委員会社会教育課文化係
TEL.0982-52-2111 FAX.0982-54-2189
<http://www.city.hyuga.miyazaki.jp/>

九州・沖縄ブロック 日南市



横馬場通（飢肥重要伝統的建造物群保存地区）

飢肥藩伊東家5万1千石の城下町として、江戸時代初期の城下町としての地割りをよく留めている。街路幅が当時のまま維持されているために、街路に面した石垣、生垣、門などが保存された。酒谷川に三方を囲まれた城下は、正方形に近い地割りとなっており、飢肥城に近い方から上級家臣、中級家臣、町家、下級家臣の屋敷配置がなされていた。

武家屋敷は格式に応じて門を構え、飢肥石や玉石の石垣の上にお茶等の生垣で囲まれている。

連絡先

日南市教育委員会社会教育課
TEL.0987-31-1145 FAX.0987-24-0987
<http://www.city-nichinan.jp/>

九州・沖縄ブロック 知覧町 「薩摩が誇る麓の景観 —知覧—」



本馬場通り（知覧町・知覧伝統的建造物群保存地区）

知覧は、薩摩藩の113外城の一つで、南薩の要衝として知覧島津氏（佐多氏）の私領地であった。伝統的建造物群保存地区として保存されている町並みは、今から約250年前に整備されたと伝えられる。

昭和56年に重要伝統的建造物群保存地区に選定され、保存計画及び保存条例に基づき、地区住民の生活向上に配慮しながら歴史的景観の保全に努めている。

また、隣接する県道については、地区と調和のとれた街路整備を行っている。

連絡先

知覧町教育委員会文化財課
TEL.0993-83-4433 FAX.0993-83-3055
<http://www.town.chiran.kagoshima.jp/index.html>



「新垣家」（国指定重要文化財）

壺屋地区は、琉球王朝時代に首里王府が窯業振興を図って以来、今日においても陶器の一大生産地として、全国的に知られた地域です。

また、去る大戦の戦火を逃れた屋敷、登り窯や石垣、カー（井戸）等も数多く残っており、往時の風景を今に伝えています。壺屋地区は、那覇の歴史・文化景観を代表する地域の一つであることから、都市景観形成地域の指定を行い、地区の特性を活かした協働型のまちづくりを進めております。

連絡先

那覇市都市計画部都市計画課都市デザイン室
TEL.098-951-3246 FAX.098-951-3245
<http://www.city.naha.okinawa.jp/tokei/index.html>

歴史的景観都市協議会規約（抜粋）

第1条（名称） この会の名称を歴史的景観都市協議会（以下「協議会」という。）とする。

第2条（目的） 協議会は、風趣ある歴史的、伝統的な市街地景観の保全を図っている都市（以下「歴史的景観都市」という。）相互の交流を深め、共通の課題について調査し、研究し、協議し、もって各歴史的景観都市各々の施策の推進に資する」ことを目的とする。

第3条（組織） 協議会は、前条に規定する目的に賛同する市区町村（以下「会員都市」という。）によって組織する。

第4条（活動） 協議会は、第2条に規定する目的を達成するために、次に掲げる活動を行う。

- （1） 情報交換
- （2） 共通の課題に対する調査
- （3） 関係機関への要望
- （4） 前3号に掲げるもののほか、第2条の目的を達成するために必要と認められる活動

第5条（役員都市） 協議会に役員都市として会長都市1、代表幹事都市1、幹事都市6及び会計監査都市1を置く。

- 2 会長都市は、会員都市の推挙によりこれを定める。
- 3 代表幹事都市は別に定めるところにより、総会の開催を担当するブロック（以下「総会担当ブロック」という。）に属する。
- 4 幹事都市は別に定めるところにより、各ブロックに属する会員都市の互選によりこれを定める。
- 5 会計監査都市は別に定めるところにより、総会担当ブロックに属さない会員都市の互選によりこれを定める。
- 6 役員都市の任期は、会長都市を除き1年とする。
- 7 役員都市は他の役員都市と兼務できないものとする。

第7条（会議） 協議会の会議は、総会、幹事会及び協議会活動のために必要となる調査、研究等を目的とした会議（以下「活動会議」という。）とする。

- 2 総会は、会員都市の全部により組織し、協議会の会務の執行に関して重要な事項を協議し、決定する。
- 3 幹事会は、幹事都市により組織し、協議会の会務の執行に関する事項を協議し、決定する。
- 4 活動会議は、活動目的に対して参集した都市（以下「活動都市」という。）により組織し、目的行為を討議し、必要な事項を決定する。
- 5 活動会議における活動内容は、幹事会で承認を受けるものとする。
- 6 活動会議の長は、活動結果を総会で報告しなければならない。

第10条（事務局） 協議会の事務局は、代表幹事都市に置く。

第11条（経費） 協議会の経費は、会員都市の負担金及び総会を開催する都市の総会負担金によってまかなう。

- 2 協議会の負担金は、1会員都市につき、年額5万円とする。
- 3 経費の支出は、第2条に規定する目的を達成するためにのみに執行する。

加盟都市

北海道・東北ブロック

1.札幌市 2.小樽市 3.函館市 4.角館市 5.下郷町

関東・北陸ブロック

6.佐渡市 7.川越市 8.佐倉市 9.横浜市 10.金沢市

中部ブロック

11.南木曽町 12.塩尻市 13.高山市 14.白川村
15.恵那市 16.美濃市 17.名古屋市 18.亀山市

近畿ブロック

19.橿原市 20.奈良市 21.京都市 22.篠山市
23.神戸市 24.尼崎市

四国・中国ブロック

25.松江市 26.倉敷市 27.津山市 28.竹原市
29.柳井市 30.内子町

九州・沖縄ブロック

31.臼杵市 32.有田町 33.長崎市 34.日向市
35.日南市 36.知覧町 37.那覇市



協議会開催都市一覧

第1回(1973年) 京都市大会
第2回(1974年) 松江市大会
第3回(1975年) 倉敷市大会
第4回(1976年) 金沢市大会
第5回(1977年) 南木曽町大会
第6回(1978年) 長崎市大会
第7回(1979年) 内子町大会
第8回(1980年) 神戸市大会
第9回(1981年) 白川村大会
第10回(1982年) 盛岡市大会
第11回(1983年) 日南市大会

第12回(1984年) 横浜市大会
第13回(1985年) 高山市大会
第14回(1986年) 名古屋市大会
第15回(1987年) 函館市大会
第16回(1988年) 大津市大会
第17回(1989年) 那覇市大会
第18回(1990年) 奈良市大会
第19回(1991年) 弘前市大会
第20回(1992年) 鎌倉市大会
第21回(1993年) 津山市大会
第22回(1994年) 京都市大会

第23回(1995年) 角館町大会
第24回(1996年) 佐倉市大会
第25回(1997年) 関町大会
第26回(1998年) 彦根市大会
第27回(1999年) 岡山市大会
第28回(2000年) 有田町大会
第29回(2001年) 下郷町大会
第30回(2002年) 川越市大会
第31回(2003年) 美濃市大会
第32回(2004年) 篠山市大会
第33回(2005年) 柳井市大会

歴史的景観都市協議会

会長都市 京都市

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市景観部都市景観課

電話：075-222-3474 FAX：075-213-0461

発行：平成17年9月



芸術文化振興基金助成事業